

山林種苗業者の皆様へ

造林用苗木の生産では、

- 苗木の生産に必要な資機材の購入、人件費や燃料費の支払い
- 苗木の生産から代金の支払いまでに時間を要すること

等から一時的に資金が必要となった方もいらっしゃるのでは。

そのような時に「金融機関から円滑な借り入れができるのか」と心配される方もいらっしゃいます。

もしもの場合には、当基金が借り入れ金の返済を肩代わりする債務保証を利用すれば金融機関からの融資も受けやすくなります。

今年度より、コンテナ苗、花粉症対策苗、エリートツリー苗の生産に必要な資金の債務保証割合を100%に拡充し、金融機関からの融資を更に受けやすくいたしました。是非ともご利用下さい。

資金の用途	保証期間	保証割合(上限)	保証料率
穂木や種子の購入、 人件費・燃料代等 に要する運転資金	3年以内 (特認7年以内)	100%	0.2～1.8%
植付け機械等の購入、 灌水設備や温室等の整備 に要する設備資金	15年以内		

注 裸苗生産の保証割合は80%となります

- 当基金は法律に基づき設置された公的機関で、国や都道府県の出資を受けながら、林業事業者等への融資を支援する機関です。
- 金融機関の融資や当基金の債務保証のご利用には一定の審査があります。
- ご利用に当たっては当基金への出資金が必要となります。
※必要出資額は保証額を概ね40～45倍(都道府県で異なる)で除した額となります。
※保証利用が済みましたら、出資持分を払戻すことができます。

詳しくは、お近くの地方銀行、信用金庫、信用組合などの金融機関、当基金の窓口へ、お気軽にお問い合わせください。

独立行政法人 農林漁業信用基金 林業部保証課

住所：東京都千代田区内神田一丁目一番12号(コープビル)

電話：03-3294-5581(代表) 03-3294-5585(保証課直通)

URL <http://www.jaffic.go.jp>